

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月17日

【中間会計期間】 第105期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 東邦銀行

【英訳名】 The Toho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 北 村 清 士

【本店の所在の場所】 福島県福島市大町3番25号

【電話番号】 福島(024)523-3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 加 藤 容 啓

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社東邦銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3535-5835(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高 橋 幹 宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東邦銀行東京支店
(東京都中央区京橋一丁目6番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	33,625	32,142	31,920	68,043	65,254
うち連結信託報酬	百万円	—	—	—	0	0
連結経常利益	百万円	7,543	5,370	5,485	11,515	11,591
連結中間純利益	百万円	3,767	3,012	3,115	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	5,515	6,166
連結純資産額	百万円	126,002	126,452	127,706	121,717	129,153
連結総資産額	百万円	2,835,635	2,820,889	2,845,592	2,860,673	2,842,266
1株当たり純資産額	円	565.32	559.81	572.46	546.03	578.89
1株当たり中間純利益	円	16.90	13.51	13.98	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	24.58	27.67
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	4.42	4.48	—	4.53
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.53	10.83	10.77	10.74	10.58
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△35,171	△117,605	△74,126	△54,028	△34,928
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,970	116,549	△57,700	58,335	143,191
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△581	△689	△740	△1,164	△1,322
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	59,104	76,293	52,408	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	78,036	184,979
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,011 [850]	2,005 [878]	1,955 [902]	1,954 [854]	1,921 [874]
信託財産額	百万円	77	73	70	75	71

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

- 4 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、従来、（中間）連結貸借対照表に計上しておりましたが、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、平成18年度から相殺しております。
- 5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
- 7 自己資本比率は、中間連結会計期間（連結会計年度）に係る純資産額から少数株主持分を控除した金額を、当該中間連結会計期間（連結会計年度）に係る総資産額で除して算出しております。
- 8 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 9 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	30,872	29,222	31,887	62,519	59,254
うち信託報酬	百万円	—	—	—	0	0
経常利益	百万円	7,287	5,220	5,483	11,046	11,360
中間純利益	百万円	3,735	3,018	3,121	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,491	6,100
資本金	百万円	18,684	18,684	18,684	18,684	18,684
発行済株式総数	千株	223,249	223,249	223,249	223,249	223,249
純資産額	百万円	125,394	124,138	126,852	121,112	128,293
総資産額	百万円	2,830,268	2,814,309	2,845,150	2,855,552	2,841,804
預金残高	百万円	2,467,163	2,523,695	2,558,266	2,483,182	2,566,668
貸出金残高	百万円	1,835,340	1,860,467	1,883,124	1,884,433	1,854,162
有価証券残高	百万円	892,877	727,535	751,080	846,367	700,342
1株当たり配当額	円	2.50	2.75	3.00	5.50	6.00
自己資本比率	%	—	4.41	4.45	—	4.51
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.40	10.70	10.71	10.61	10.52
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,795 [231]	1,793 [779]	1,777 [801]	1,735 [354]	1,737 [775]
信託財産額	百万円	77	73	70	75	71
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	36	36	27	36	27

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る

支払承諾及び支払承諾見返については、従来、(中間)貸借対照表に計上しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、第104期から相殺しております。

4 自己資本比率は、中間会計期間(事業年度)に係る純資産額を、当該中間会計期間(事業年度)に係る総資産額で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、従来、連結子会社であった東邦リース株式会社は、関連会社等の保有していた同社株式の売却に伴い、議決権所有割合が減少したことから、前連結会計年度末より持分法適用関連会社に異動しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	1,897 [900]	58 [2]	1,955 [902]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,049人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,777 [801]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員940人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、東邦銀行従業員組合と称し、組合員数は1,442人です。

労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（金融経済環境）

当上半期のわが国経済は、米国経済や原油価格の動向に影響されながらも、企業部門の好調さは持続しており、着実に回復基調で推移してまいりました。

一方、当行が主たる経営基盤としている福島県内の経済についても、中央との比較では若干の遅れが感じられるものの、生産活動や雇用情勢面で改善が進んでおり、また、福島県としても、県内への企業誘致に積極的に取り組むなど、総じて着実に景気回復しております。

金融面においては、着実な景気回復の一方、サブプライムローン問題に端を発する株式相場の下落等の影響もあり、政策金利の引上げが見送られるなど、不安定要素を抱えながらの推移となりました。

こうした中、ゆうちょ銀行の発足や地域の垣根を超えた地域金融機関の合併・連携等、従来とは異なった競争環境が広がりつつあり、経営の健全性向上はもちろんのこと、利用者にとっての利便性向上へ向けた積極的な取り組みが期待されております。

また、金融商品取引法の施行や各種金融犯罪の多発等、金融機関にとっては、従来以上に利用者保護の立場に立った対応が求められてきております。

（経営方針）

当行グループでは、お客さまや地域、市場・株主の皆さま、従業員といった、当行のステークホルダーから選ばれ続ける銀行となり得るための経営戦略として、平成18年4月より平成21年3月までを計画期間とする中期経営計画「TOHO 躍進プラン 2006」を策定いたしました。

本計画は、『「地域における存在感」・「企業価値」の向上に向けて～150週の挑戦～』をメインテーマに掲げ、「トップライン強化プラン」「地域活力サポートプラン」「働きがい倍増プラン」「ガバナンス強化プラン」の4つの重点プランを設定し、常にお客さまの目線を忘れることなく各種施策に積極的に取り組むことを通じて“守り”から“攻め”へのフェーズ転換を明確に示しております。

この中期経営計画に定める各種経営目標についてはスピード感を持って達成し、長期ビジョン「21世紀のベスト・リージョナルバンク」の実現に向け、全役職員が一丸となって躍進してまいります。

（業績）

損益状況につきましては、貸出金の増強に鋭意取り組んだほか、公共債・投資信託・保険商品などの預かり資産の積極的な推進による役務取引等収益の増強に努めました。また、資産の健全化と不良債権の発生防止に努め、貸倒償却引当費用が引き続き低水準で推移いたしました。その結果、経常利益は、前中間連結会計期間比1億15百万円増益の54億85百万円、中間純利益は、前中間連結会計期間比1億3百万円増益の31億15百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は、中間純利益計上により自己資本（分子）が増加した結果、前連結会計年度末比0.19ポイント上昇し10.77%となりました。

(主要勘定)

預金については、取引基盤の拡充に積極的に取組むとともに、お客さまの多様化する資金運用ニーズにお応えし、預金および預かり資産全体での増強を図りました。その結果、預金は、期中84億円減少し2兆5,578億円となりましたが、譲渡性預金を含む総預金では、期中43億円増加し2兆6,702億円となりました。また、公共債・投資信託・個人年金保険を対象とした預かり資産残高は、期中239億円増加し4,226億円となりました。

貸出金については、地元企業を中心とした事業性貸出および住宅ローンを中心とした個人のお取引先向け融資の増強に注力した結果、期中289億円増加し1兆8,831億円となりました。

有価証券については、投資環境や市場動向に留意した資金運用に努めました結果、社債等を中心に期中507億円増加し、7,514億円となりました。

(キャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の連結ベースの現金および現金同等物は、営業活動における支出超過額741億円、投資活動における支出超過額577億円、および財務活動による支出超過額7億円となったことから、前連結会計年度末に比べ1,325億円減少し、当中間連結会計期間末には524億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、市場性資金による運用（コールローン等）の増加550億円と貸出金の増加289億円等により、741億円の支出超過（前中間連結会計期間比434億円増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却および償還による収入1,153億円に対し、有価証券の取得による支出が1,732億円となったこと等から、577億円の支出超過（前中間連結会計期間比1,742億円減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払による支出（少数株主への配当金支払を含む）7億円を主因として、7億円の支出超過（前中間連結会計期間比0億円減少）となりました。

なお、「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支の合計では、資金運用収支・役務取引等収支が対前中間連結会計期間比ほぼ横ばいだったものの、国債等債券関係損益の良化を主因としたその他業務収支の改善がなされたことから、前中間連結会計期間比3億円増益の234億1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	20,586	728	21,314
	当中間連結会計期間	20,748	561	21,310
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	21,572	1,020	31 22,561
	当中間連結会計期間	23,948	737	108 24,577
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	986	291	31 1,246
	当中間連結会計期間	3,199	176	108 3,267
信託報酬	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,347	11	3,358
	当中間連結会計期間	3,371	14	3,386
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,314	26	5,340
	当中間連結会計期間	5,411	26	5,437
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,967	14	1,981
	当中間連結会計期間	2,040	11	2,051
その他業務収支	前中間連結会計期間	△745	△826	△1,571
	当中間連結会計期間	△874	△420	△1,295
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,389	15	3,405
	当中間連結会計期間	315	27	342
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	4,134	842	4,976
	当中間連結会計期間	1,190	447	1,637

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を控除して表示しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定平均残高は、コールローン等の増加を主因として、前中間連結会計期間比191億48百万円増加し2兆7,442億45百万円となりました。また、利回りは、市場金利の上昇を受け、前中間連結会計期間比0.13ポイント上昇し1.78%となりました。この結果、受取利息は、貸出金利息、コールローン利息を中心に前中間連結会計期間比20億16百万円増加し245億77百万円となりました。一方、資金調達勘定平均残高は、堅調な預金の増加を主因として、前中間連結会計期間比105億61百万円増加し2兆6,936億24百万円となりました。また、利回りは、市場金利上昇に伴う預金金利の上昇等により、前中間連結会計期間比0.15ポイント上昇し0.24%となりました。この結果、支払利息は、前中間連結会計期間比20億21百万円増加し32億67百万円となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(72,074) 2,714,636	(31) 21,572	1.58
	当中間連結会計期間	(66,416) 2,741,132	(108) 23,948	1.74
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,884,612	17,748	1.87
	当中間連結会計期間	1,856,978	19,664	2.11
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	2,200	7	0.67
	当中間連結会計期間	1,490	6	0.86
うち有価証券	前中間連結会計期間	690,789	3,722	1.07
	当中間連結会計期間	659,058	3,709	1.12
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	62,808	61	0.19
	当中間連結会計期間	154,972	456	0.58
うち預け金	前中間連結会計期間	2,130	0	0.03
	当中間連結会計期間	2,204	3	0.28
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,672,538	986	0.07
	当中間連結会計期間	2,690,259	3,199	0.23
うち預金	前中間連結会計期間	2,501,542	629	0.05
	当中間連結会計期間	2,554,023	2,916	0.22
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	133,398	40	0.06
	当中間連結会計期間	133,938	204	0.30
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	30,897	5	0.03
	当中間連結会計期間	218	0	0.49
うち借入金	前中間連結会計期間	3,352	17	1.01
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	15,000	93	1.24
	当中間連結会計期間	15,000	93	1.24

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間14,259百万円、当中間連結会計期間12,132百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間11,816百万円、当中間連結会計期間13,061百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
- 4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	82,536	1,020	2.46
	当中間連結会計期間	69,530	737	2.11
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	79,919	967	2.41
	当中間連結会計期間	67,875	706	2.07
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	2,042	52	5.08
	当中間連結会計期間	1,132	30	5.34
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(72,074) 82,599	(31) 291	0.70
	当中間連結会計期間	(66,416) 69,782	(108) 176	0.50
うち預金	前中間連結会計期間	2,951	46	3.15
	当中間連結会計期間	2,038	34	3.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	7,483	149	3.97
	当中間連結会計期間	1,206	32	5.39
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。なお、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間6百万円、当中間連結会計期間4百万円)を控除して表示しております。

3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

4 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(当日のTT仲値を当日の全ての取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,725,097	22,561	1.65
	当中間連結会計期間	2,744,245	24,577	1.78
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,884,612	17,748	1.87
	当中間連結会計期間	1,856,978	19,664	2.11
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	2,200	7	0.67
	当中間連結会計期間	1,490	6	0.86
うち有価証券	前中間連結会計期間	770,708	4,690	1.21
	当中間連結会計期間	726,933	4,416	1.21
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	64,851	113	0.35
	当中間連結会計期間	156,104	486	0.62
うち預け金	前中間連結会計期間	2,130	0	0.03
	当中間連結会計期間	2,204	3	0.28
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,683,063	1,246	0.09
	当中間連結会計期間	2,693,624	3,267	0.24
うち預金	前中間連結会計期間	2,504,494	675	0.05
	当中間連結会計期間	2,556,061	2,951	0.23
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	133,398	40	0.06
	当中間連結会計期間	133,938	204	0.30
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	38,381	155	0.80
	当中間連結会計期間	1,424	33	4.63
うち借入金	前中間連結会計期間	3,352	17	1.01
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	15,000	93	1.24
	当中間連結会計期間	15,000	93	1.24

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間14,265百万円、当中間連結会計期間12,136百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間11,816百万円、当中間連結会計期間13,061百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投資信託など各種預かり資産の増強による手数料収入の増加を主因として、前中間連結会計期間比97百万円増加し54億37百万円となりました。

一方、役務取引等費用は前中間連結会計期間比70百万円増加し20億51百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,314	26	5,340
	当中間連結会計期間	5,411	26	5,437
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,048	—	1,048
	当中間連結会計期間	1,014	—	1,014
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,009	25	2,035
	当中間連結会計期間	1,977	25	2,002
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	113	—	113
	当中間連結会計期間	141	—	141
うち代理業務	前中間連結会計期間	198	—	198
	当中間連結会計期間	166	—	166
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	78	—	78
	当中間連結会計期間	77	—	77
うち保証業務	前中間連結会計期間	45	0	46
	当中間連結会計期間	48	0	49
うち投資信託の窓口販売業務	前中間連結会計期間	705	—	705
	当中間連結会計期間	885	—	885
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,967	14	1,981
	当中間連結会計期間	2,040	11	2,051
うち為替業務	前中間連結会計期間	302	14	317
	当中間連結会計期間	299	11	311

(注) 国際業務部門には、当行の外国為替業務等に関する収益、費用を計上しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,519,957	2,919	2,522,877
	当中間連結会計期間	2,555,828	2,027	2,557,856
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,490,880	—	1,490,880
	当中間連結会計期間	1,496,172	—	1,496,172
うち定期性預金	前中間連結会計期間	995,678	—	995,678
	当中間連結会計期間	1,039,662	—	1,039,662
うちその他	前中間連結会計期間	33,398	2,919	36,318
	当中間連結会計期間	19,993	2,027	22,021
譲渡性預金	前中間連結会計期間	108,515	—	108,515
	当中間連結会計期間	112,427	—	112,427
総合計	前中間連結会計期間	2,628,473	2,919	2,631,392
	当中間連結会計期間	2,668,255	2,027	2,670,283

(注) 1 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建
対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 業種別貸出状況及び外国政府等向け債権残高

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,851,027	100.00	1,883,124	100.00
製造業	180,920	9.77	181,472	9.64
農業	4,149	0.22	2,986	0.16
林業	302	0.02	734	0.04
漁業	4,139	0.22	3,887	0.21
鉱業	3,177	0.17	2,045	0.11
建設業	87,475	4.73	80,935	4.30
電気・ガス・熱供給・水道業	24,528	1.33	22,229	1.18
情報通信業	13,421	0.73	13,090	0.69
運輸業	42,653	2.30	40,618	2.16
卸売・小売業	205,853	11.12	194,804	10.34
金融・保険業	99,456	5.37	101,537	5.39
不動産業	138,597	7.49	155,490	8.26
各種サービス業	272,164	14.70	266,644	14.16
地方公共団体	280,551	15.16	282,156	14.98
その他	493,635	26.67	534,489	28.38
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
合計	1,851,027	—	1,883,124	—

前連結会計年度末(平成19年3月31日)において、個人等に関する業種区分の精緻化を図るため、業種の見直しを実施しております。なお、業種見直し実施前の業種別貸出状況は以下のとおりであります。

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	—	—	1,883,124	100.00
製造業	—	—	181,595	9.64
農業	—	—	4,062	0.22
林業	—	—	734	0.04
漁業	—	—	3,896	0.21
鉱業	—	—	2,045	0.11
建設業	—	—	81,221	4.31
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	22,229	1.18
情報通信業	—	—	13,090	0.70
運輸業	—	—	40,749	2.16
卸売・小売業	—	—	195,667	10.39
金融・保険業	—	—	101,661	5.40
不動産業	—	—	129,341	6.87
各種サービス業	—	—	269,839	14.33
地方公共団体	—	—	282,156	14.98
その他	—	—	554,831	29.46
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
合計	—	—	1,883,124	—

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項なし

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	362,418	—	362,418
	当中間連結会計期間	348,348	—	348,348
地方債	前中間連結会計期間	69,227	—	69,227
	当中間連結会計期間	63,374	—	63,374
社債	前中間連結会計期間	151,691	—	151,691
	当中間連結会計期間	200,537	—	200,537
株式	前中間連結会計期間	64,451	—	64,451
	当中間連結会計期間	60,934	—	60,934
その他の証券	前中間連結会計期間	6,096	73,976	80,073
	当中間連結会計期間	6,944	71,320	78,265
合計	前中間連結会計期間	653,885	73,976	727,861
	当中間連結会計期間	680,139	71,320	751,460

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社であります。

(信託財産の運用／受入状況)

① 信託財産残高表(連結)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	36	48.83	27	38.46
信託受益権	37	51.17	43	61.54
合計	73	100.00	70	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	73	100.00	70	100.00
合計	73	100.00	70	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 一百万円 当中間連結会計期間末 一百万円
2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

② 信託財産残高表(単体)

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	36	48.83	27	38.46
信託受益権	37	51.17	43	61.54
合計	73	100.00	70	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	73	100.00	70	100.00
合計	73	100.00	70	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 一百万円 当中間会計期間末 一百万円
2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	23,114	23,418	304
経費(除く臨時処理分)	18,125	18,421	296
人件費	9,104	9,199	95
物件費	8,099	8,338	239
税金	921	884	△37
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,989	4,996	7
一般貸倒引当金繰入額	△408	△1,414	△1,006
業務純益	5,397	6,411	1,014
うち債券関係損益	△1,337	△1,044	293
臨時損益	△176	△928	△752
株式関係損益	387	910	523
不良債権処理損失	706	2,301	1,595
個別貸倒引当金繰入額	653	2,213	1,560
その他の債権売却損等	53	87	34
その他臨時損益	142	462	320
経常利益	5,220	5,483	263
特別損益	△260	△215	45
うち固定資産処分損益	△88	△31	57
うち固定資産減損損失	171	31	△140
税引前中間純利益	4,959	5,267	308
法人税、住民税及び事業税	614	793	179
法人税等調整額	1,326	1,353	27
中間純利益	3,018	3,121	103

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.58	1.74	0.16
(イ)貸出金利回	1.87	2.11	0.24
(ロ)有価証券利回	1.07	1.12	0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.40	1.58	0.18
(イ)預金等利回	0.05	0.23	0.18
(ロ)外部負債利回	0.03	0.49	0.46
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.17	0.16	△0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.11	7.81	△0.30
業務純益ベース	8.77	10.02	1.25
中間純利益ベース	4.90	4.87	△0.03

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,523,695	2,558,266	34,571
預金(平残)	2,505,345	2,556,467	51,122
貸出金(末残)	1,860,467	1,883,124	22,657
貸出金(平残)	1,894,541	1,856,978	△37,563

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,775,534	1,837,856	62,322
法人	557,929	554,675	△3,254
合計	2,333,463	2,392,531	59,068

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人ローン残高	528,824	540,117	11,293
住宅ローン残高	460,088	474,507	14,419
その他ローン残高	68,736	65,610	△3,126

(注) 前事業年度から、個人向けローンの呼称を、「消費者ローン」から「個人ローン」に変更しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,247,217	1,209,121	△38,096
総貸出金残高	② 百万円	1,860,467	1,883,124	22,657
中小企業等貸出金比率	①/② %	67.03	64.20	△2.83
中小企業等貸出先件数	③ 件	139,393	138,864	△529
総貸出先件数	④ 件	139,741	139,254	△487
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.75	99.71	△0.04

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	3	143	4	33
保証	1,071	16,031	859	7,410
計	1,074	16,175	863	7,444

(注) 従来、有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行保証債務の額を支払承諾及び支払承諾見返に含めて計上しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、前事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ、当中間会計期間においては、支払承諾の件数が74件、残高が8,639百万円それぞれ減少しております。また、前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、支払承諾の件数が69件、残高が7,790百万円それぞれ減少します。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,684	18,684
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,819	8,820
	利益剰余金	86,673	91,667
	自己株式(△)	191	225
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	612	668
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,714	186
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	115,088	118,463
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,481	2,434
	一般貸倒引当金	8,116	7,625
	負債性資本調達手段等	15,000	15,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	15,000	15,000
計	25,597	25,059	
うち自己資本への算入額 (B)	25,597	25,059	
控除項目	控除項目(注4) (C)	16	354
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	140,670	143,168
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,287,269	1,222,099
	オフ・バランス取引等項目	11,324	12,424
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,234,523
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	94,406
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	7,552
計 (E) + (F) (注5) (H)	1,298,594	1,328,930	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)	10.83	10.77	
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)	—	8.91	

(注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号（旧告示第24条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号（旧告示第25条第1項第1号）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,684	18,684
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,818	8,818
	その他資本剰余金	1	1
	利益準備金	7,715	7,982
	その他利益剰余金	78,326	82,985
	その他	—	—
	自己株式(△)	159	194
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	612	668
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	112,774	117,610
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,481	2,434
	一般貸倒引当金	8,075	7,625
	負債性資本調達手段等	15,000	15,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	15,000	15,000
	計	25,557	25,059
うち自己資本への算入額 (B)	25,557	25,059	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	345
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	138,331	142,324
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,280,748	1,221,666
	オフ・バランス取引等項目	11,324	12,424
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,234,091
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	94,440
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	7,555
	計 (E) + (F) (注5) (H)	1,292,072	1,328,531
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		10.70	10.71
(参考) Tier 1比率 = A/H × 100 (%)		—	8.85

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
 - 5 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものがあります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	390	229
危険債権	437	482
要管理債権	167	122
正常債権	17,801	18,189

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

今後のわが国経済および福島県内の経済は、原油価格の動向や金融政策の動向に注意を要するものの、企業部門の好調さを背景に、着実に回復基調で推移していくものと予想されます。

一方、ゆうちょ銀行の発足に伴い、従来とは異なった競争環境が広がってきており、経営の健全性および収益性向上はもちろんのこと、利用者にとっての利便性向上や利用者の保護といった対応が一段と求められてきております。

こうした環境下、私ども地域金融機関の役割は、円滑な資金供給を通じて地域経済の発展に寄与するとともに、経営体質の一層の強化を図り、お客さまの信頼と様々なニーズにお応えするため、引き続き地域との確固たるリレーションシップの構築に邁進していくことにあると考えます。

当行は、このような考え方にに基づき、長期ビジョン「21世紀のベスト・リージョナルバンク」の実現のため、中期経営計画「TOHO 躍進プラン 2006」の4つの重点プラン、「トップライン強化プラン」「地域活力サポートプラン」「働きがい倍増プラン」「ガバナンス強化プラン」を今年度の基本方針に掲げ、新たな営業基盤、営業環境の整備・確立に鋭意取り組んでおります。

具体的には、「トップライン強化プラン」に基づき、お客さまの利便性向上の観点から営業店事務の見直しを積極的に進め、営業に専念できる体制としていくことで、お客さまとの関わりを持つ営業の第一線を強化してまいります。これにより、従来以上に法人・個人事業主のお客さまのお借入ニーズ等に対して、迅速かつ積極的な融資スタンスでの対応を可能にするとともに、マーケット別の戦略を明確にし、市場型間接金融等を活用した様々なソリューションのご提案を行ってまいります。また、個人のお客さまに対しましては、各ライフイベントにおいて「真っ先に東邦へ」ご相談いただける取組みを強化するため、各種ローンの商品性向上・行員対応のスキルアップや、各種預金に加え、公共債・投資信託・保険商品など幅広い金融商品のご提供を行ってまいります。

「地域活力サポートプラン」については、常にお客さまの目線を忘れることなく、引き続き経営改善支援や事業再生、CS向上やCSRについて積極的に取組み、地域のお客さまとのリレーションシップ（信頼関係）を高め、活力ある地域社会の実現を目指してまいります。

また、「働きがい倍増プラン」については、人材育成の強化と人材の効率的活用に主眼を置き、人的価値の向上・活力ある企業風土の確立を実現するとともに、営業店の自主性発揮の実現により、当行の生産性向上を目指してまいります。

さらに、「ガバナンス強化プラン」については、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、経営管理（ガバナンス）態勢、法令等遵守態勢、リスク管理態勢の充実・強化を図り、適法かつ効率的な企業体制を確立してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

5 【研究開発活動】

該当事項なし

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した新築、増改築等の重要な計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	798,256,000
計	798,256,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	223,249,946	223,249,946	東京証券取引所 市場第一部	—
計	223,249,946	223,249,946	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	223,249	—	18,684,578	—	8,818,804

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	9,924	4.44
福島商事有限会社	福島県福島市大町7番25号	8,436	3.77
東邦銀行従業員持株会	福島県福島市大町3番25号	7,957	3.56
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	6,945	3.11
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,224	2.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,144	2.30
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	4,658	2.08
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,939	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,431	1.53
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,202	1.43
計	—————	59,864	26.81

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,431千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—————	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—————	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 415,000	—————	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 220,413,000	220,413	—
単元未満株式	普通株式 2,421,946	—————	—
発行済株式総数	223,249,946	—————	—————
総株主の議決権	—————	220,413	—————

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式 512株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	415,000	—	415,000	0.18
計	—————	415,000	—	415,000	0.18

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1千株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	523	521	536	547	512	468
最低(円)	491	490	506	493	413	413

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員 の 状 況】

(1) 新任役員

該当事項なし

(2) 退任役員

該当事項なし

(3) 役職の異動

該当事項なし

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		79,395	2.82	54,734	1.92	187,296	6.59
コールローン及び買入手形		101,709	3.61	106,154	3.73	51,180	1.80
買入金銭債権		3	0.00	44	0.00	2	0.00
商品有価証券		1,485	0.05	1,978	0.07	1,328	0.05
金銭の信託		11,802	0.42	12,323	0.43	13,200	0.46
有価証券	※1,7 13	727,861	25.80	751,460	26.41	700,728	24.65
貸出金	※2,3, 4,5,6, 8	1,851,027	65.62	1,883,124	66.18	1,854,162	65.23
外国為替		583	0.02	512	0.02	582	0.02
その他資産	※7	10,877	0.39	9,580	0.33	9,147	0.32
有形固定資産	※9, 10,11	51,723	1.83	38,683	1.36	39,121	1.38
無形固定資産		4,009	0.14	1,917	0.07	2,158	0.08
繰延税金資産		17,252	0.61	14,704	0.52	13,597	0.48
支払承諾見返		16,175	0.57	7,444	0.26	8,770	0.31
貸倒引当金		△53,017	△1.88	△37,069	△1.30	△39,010	△1.37
資産の部合計		2,820,889	100.00	2,845,592	100.00	2,842,266	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	2,522,877	89.44	2,557,856	89.89	2,566,268	90.29
譲渡性預金		108,515	3.85	112,427	3.95	99,705	3.51
コールマネー及び売渡手形		4,923	0.17	1,154	0.04	1,180	0.04
借入金		3,907	0.14	—	—	—	—
外国為替		82	0.00	104	0.00	216	0.01
社債	※12	15,000	0.53	15,000	0.53	15,000	0.53
その他負債		8,771	0.31	10,145	0.36	7,789	0.27
役員賞与引当金		17	0.00	22	0.00	45	0.00
退職給付引当金		9,446	0.34	8,379	0.29	8,915	0.31
役員退職慰労引当金		—	—	521	0.02	534	0.02
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	156	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※9	4,719	0.17	4,675	0.16	4,688	0.17
支払承諾		16,175	0.57	7,444	0.26	8,770	0.31
負債の部合計		2,694,436	95.52	2,717,886	95.51	2,713,113	95.46
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		18,684	0.66	18,684	0.66	18,684	0.66
資本剰余金		8,819	0.31	8,820	0.31	8,819	0.31
利益剰余金		86,673	3.07	91,667	3.22	89,259	3.14
自己株式		△191	△0.00	△225	△0.01	△211	△0.01
株主資本合計		113,986	4.04	118,946	4.18	116,552	4.10
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		9,995	0.35	7,839	0.27	11,664	0.41
繰延ヘッジ損益		△39	△0.00	—	—	—	—
土地再評価差額金	※9	795	0.03	734	0.03	750	0.03
評価・換算差額等合計		10,751	0.38	8,573	0.30	12,415	0.44
少数株主持分		1,714	0.06	186	0.01	185	0.00
純資産の部合計		126,452	4.48	127,706	4.49	129,153	4.54
負債及び純資産の部合計		2,820,889	100.00	2,845,592	100.00	2,842,266	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		32,142	100.00	31,920	100.00	65,254	100.00
資金運用収益		22,561		24,577		45,682	
(うち貸出金利息)		(17,748)		(19,664)		(36,500)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,697)		(4,422)		(8,810)	
信託報酬		—		—		0	
役務取引等収益		5,340		5,437		11,060	
その他業務収益		3,405		342		6,704	
その他経常収益	※1	836		1,562		1,807	
経常費用		26,772	83.29	26,434	82.81	53,663	82.24
資金調達費用		1,250		3,282		3,358	
(うち預金利息)		(675)		(2,951)		(2,389)	
役務取引等費用		1,981		2,051		4,003	
その他業務費用		4,976		1,637		9,545	
営業経費		17,892		18,332		35,500	
その他経常費用	※2	671		1,129		1,255	
経常利益		5,370	16.71	5,485	17.19	11,591	17.76
特別利益		3	0.01	4	0.01	33	0.05
固定資産処分益		3		0		3	
償却債権取立益		—		4		0	
その他の特別利益		—		—		29	
特別損失		264	0.82	220	0.69	984	1.50
固定資産処分損		92		31		259	
減損損失	※4	171		31		323	
その他の特別損失	※3	—		156		400	
税金等調整前中間(当期)純利益		5,109	15.90	5,269	16.51	10,641	16.31
法人税、住民税及び事業税		688	2.14	797	2.50	187	0.29
過年度法人税等	※5	—	—	—	—	△120	△0.18
法人税等調整額		1,323	4.12	1,353	4.24	4,299	6.59
少数株主利益		85	0.27	3	0.01	107	0.16
中間(当期)純利益		3,012	9.37	3,115	9.76	6,166	9.45

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	18,684	8,819	84,303	△177	111,630
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△667		△667
役員賞与(注)			△35		△35
中間純利益			3,012		3,012
自己株式の取得				△17	△17
自己株式の処分		0		3	3
土地再評価差額金の取崩			59		59
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	2,369	△14	2,355
平成18年9月30日残高(百万円)	18,684	8,819	86,673	△191	113,986

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	9,232	—	854	10,087	1,637	123,354
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)				—		△667
役員賞与(注)				—		△35
中間純利益				—		3,012
自己株式の取得				—		△17
自己株式の処分				—		3
土地再評価差額金の取崩				—		59
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	763	△39	△59	664	77	742
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	763	△39	△59	664	77	3,098
平成18年9月30日残高(百万円)	9,995	△39	795	10,751	1,714	126,452

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	18,684	8,819	89,259	△211	116,552
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△724		△724
中間純利益			3,115		3,115
自己株式の取得				△20	△20
自己株式の処分		0		6	6
土地再評価差額金の取崩			16		16
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	2,407	△14	2,393
平成19年9月30日残高(百万円)	18,684	8,820	91,667	△225	118,946

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	11,664	750	12,415	185	129,153
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			—		△724
中間純利益			—		3,115
自己株式の取得			—		△20
自己株式の処分			—		6
土地再評価差額金の取崩			—		16
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△3,825	△16	△3,841	0	△3,840
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△3,825	△16	△3,841	0	△1,447
平成19年9月30日残高(百万円)	7,839	734	8,573	186	127,706

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	18,684	8,819	84,303	△177	111,630
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△667		△667
剰余金の配当			△612		△612
役員賞与(注)			△35		△35
当期純利益			6,166		6,166
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分		0		4	5
持分変動による自己株式の減少				1	1
土地再評価差額金の取崩			103		103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	0	4,955	△34	4,922
平成19年3月31日残高(百万円)	18,684	8,819	89,259	△211	116,552

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	9,232	854	10,087	1,637	123,354
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			—		△667
剰余金の配当			—		△612
役員賞与(注)			—		△35
当期純利益			—		6,166
自己株式の取得			—		△40
自己株式の処分			—		5
持分変動による自己株式の減少			—		1
土地再評価差額金の取崩			—		103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,432	△103	2,328	△1,451	876
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	2,432	△103	2,328	△1,451	5,798
平成19年3月31日残高(百万円)	11,664	750	12,415	185	129,153

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		5,109	5,269	10,641
減価償却費		3,577	1,233	7,298
減損損失		171	31	323
持分法による投資損益(△)		△10	5	△38
貸倒引当金の増減(△)額		△4,262	△1,940	△18,103
役員賞与引当金の増減(△)額		17	△22	45
退職給付引当金の増減(△)額		△520	△536	△1,042
役員退職慰労引当金の増減 (△)額		—	△12	534
睡眠預金払戻損失引当金の 増減(△)額		—	156	—
資金運用収益		△22,561	△24,577	△45,682
資金調達費用		1,250	3,282	3,358
有価証券関係損益(△)		950	134	1,124
金銭の信託の運用損益(△)		223	36	110
為替差損益(△)		△1	2	△2
固定資産処分損益(△)		46	26	195
持分変動損益(△)		—	—	△29
商品有価証券の純増(△)減		577	△649	733
貸出金の純増(△)減		22,987	△28,962	28,362
預金の純増減(△)		40,579	△8,412	83,458
譲渡性預金の純増減(△)		16,167	12,721	7,357
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		1,109	—	1,881
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△42	△9	727
コールローン等の純増(△)減		△99,884	△55,016	△49,354
コールマネー等の純増減(△)		△100,947	△26	△104,690
外国為替(資産)の純増(△)減		△166	70	△165
外国為替(負債)の純増減(△)		1	△112	135
資金運用による収入		22,570	24,763	46,350
資金調達による支出		△991	△2,564	△2,378
その他		△3,463	781	△5,875
小計		△117,510	△74,326	△34,724
法人税等の支払額(△)還付額		△94	199	△203
営業活動による キャッシュ・フロー		△117,605	△74,126	△34,928

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△60,623	△173,251	△116,530
有価証券の売却による収入		144,303	85,351	199,393
有価証券の償還による収入		35,234	29,990	64,936
金銭の信託の増加による支出		△2,000	—	△3,300
金銭の信託の減少による収入		507	823	518
有形固定資産の取得による 支出		△697	△488	△1,438
有形固定資産の売却による 収入		39	13	155
無形固定資産の取得による 支出		△214	△139	△570
無形固定資産の売却による 収入		—	—	27
投資活動による キャッシュ・フロー		116,549	△57,700	143,191
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		△667	△724	△1,280
少数株主への配当金支払額		△8	△2	△8
自己株式の取得による支出		△17	△20	△39
自己株式の売却による収入		3	6	5
財務活動による キャッシュ・フロー		△689	△740	△1,322
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		1	△2	2
V 現金及び現金同等物 の増加額		△1,743	△132,570	106,943
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		78,036	184,979	78,036
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		76,293	52,408	184,979

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 会社名 東邦ビジネスサービス株式会社 東邦不動産サービス株式会社 東邦スタッフサービス株式会社 東邦リース株式会社 東邦情報システム株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 4社 会社名 東邦ビジネスサービス株式会社 東邦不動産サービス株式会社 東邦スタッフサービス株式会社 東邦情報システム株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 4社 会社名 東邦ビジネスサービス株式会社 東邦不動産サービス株式会社 東邦スタッフサービス株式会社 東邦情報システム株式会社</p> <p>従来、連結子会社であった東邦リース株式会社は、関連会社等の保有株式売却に伴い、議決権所有割合が減少したことにより、当連結会計年度末より連結の範囲から除外し持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 会社名 東邦コンピューターサービス株式会社 東邦信用保証株式会社 株式会社東邦カード 株式会社東邦クレジットサービス</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 5社 会社名 東邦リース株式会社 東邦コンピューターサービス株式会社 東邦信用保証株式会社 株式会社東邦カード 株式会社東邦クレジットサービス</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 5社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～40年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ただし、連結子会社のリース資産については、主としてリース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～40年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～40年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ただし、従来、連結子会社であった東邦リース株式会社のリース資産については、主としてリース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 役員賞与引当金の計上 基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 役員賞与引当金の計上 基準 同左	(6) 役員賞与引当金の計上 基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上 基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理
	—	(8) 役員退職慰労引当金の計上 基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上 基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
	—	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上 基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	—

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(10) 外貨建資産・負債の 換算基準 外貨建資産・負債は、 中間連結決算日の為替相 場による円換算額を付し ております。	(10) 外貨建資産・負債の 換算基準 同左	(10) 外貨建資産・負債の 換算基準 外貨建資産・負債は、 連結決算日の為替相場に よる円換算額を付してお ります。
	(11) リース取引の処理方 法 リース物件の所有権が 借主に移転すると認めら れるもの以外のファイナ ンス・リース取引につい ては、通常の貸借取引に 準じた会計処理によっ ております。	(11) リース取引の処理方 法 同左	(11) リース取引の処理方 法 同左
	(12) 重要なヘッジ会計の 方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生 じる金利リスクに対する ヘッジ会計の方法は、金 利スワップの特例処理に よっております。 また、当中間連結会計 期間末の中間連結貸借対 照表に計上している繰延 ヘッジ損益のうち、「銀 行業における金融商品会 計基準適用に関する当面 の会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報 告第15号)を適用して実 施しておりました多数の 貸出金・預金等から生じ る金利リスクをデリバテ ィブ取引を用いて総体で 管理する従来の「マクロ ヘッジ」に基づく繰延ヘ ッジ損失は、平成15年度 から、ヘッジ手段の平均 残存期間(3.7年)にわた って資金調達費用として 期間配分しております。 なお、当中間連結会計 期間末における「マクロ ヘッジ」に基づく繰延ヘ ッジ損失は65百万円(税 効果額控除前)でありま す。	(12) 重要なヘッジ会計の 方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生 じる金利リスクに対する ヘッジ会計の方法は、金 利スワップの特例処理に よっております。	(12) 重要なヘッジ会計の 方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生 じる金利リスクに対する ヘッジ会計の方法は、金 利スワップの特例処理に よっております。 なお、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用 に関する当面の会計上及 び監査上の取扱い」(日 本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第15号) を適用して実施してお りました多数の貸出金・預 金等から生じる金利リス クをデリバティブ取引を 用いて総体で管理する従 来の「マクロヘッジ」に 基づく繰延ヘッジ損失 は、平成15年度から、ヘ ッジ手段の平均残存期間 (3.7年)にわたって資金 調達費用として期間配分 しておりましたが、当連 結会計年度末における 「マクロヘッジ」に基づ く繰延ヘッジ損失はあり ません。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は124,777百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は128,967百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円増加し、繰延税金負債は2百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は6百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円増加し、繰延税金負債は2百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は6百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(役員賞与引当金の計上基準)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は17百万円増加し、税金等調整前中間純利益は17百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与引当金の計上基準)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は45百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び当中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(減価償却費の計上方法)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、5百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(睡眠預金払戻損失引当金の計上基準)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者からの払戻請求に対しましては、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の発生額33百万円はその他経常費用に計上し、当中間連結会計期間の期首に計上すべき過年度相当額156百万円については特別損失に計上しております。この変更により、従来の方法に比べ税金等調整前中間純利益は156百万円減少しております。なお、経常利益に与える影響はありません。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>従来、当行の役員退職慰労金については、支出時の費用として処理し、前中間連結会計期間においても支出時の費用として処理していましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行に定着しつつあることに加え、役員退職慰労金に関する内規等の整備を行ったこと、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与が費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が公表されたことを契機として、役員の前中間連結会計期間にわたって費用配分することにより財務内容の健全化及び期間損益の適正化を図るため、前連結会計年度から内規に基づく期末要支給額を引当計上する方法に変更することとなりました。</p> <p>この結果、前中間連結会計期間は、前連結会計年度の方法によった場合に比べ、経常利益は53百万円、税金等調整前中間純利益は454百万円それぞれ多く計上されています。</p>	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>従来、当行の役員退職慰労金については、支出時の費用として処理していましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行に定着しつつあることに加え、役員退職慰労金に関する内規等の整備を行ったこと、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与が費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が公表されたことを契機として、役員の前連結会計年度にわたって費用配分することにより財務内容の健全化及び期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度から内規に基づく連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更いたしました。</p> <p>これにより、当連結会計年度発生額107百万円を営業経費に計上し、過年度相当額400百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比べ経常利益が107百万円、税金等調整前当期純利益が508百万円それぞれ少なく計上されております。</p> <p>また、同報告の公表を契機として当下期に内規等の整備が行われたため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。このため、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は53百万円、税金等調整前中間純利益は454百万円それぞれ多く計上されております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、従来、中間連結貸借対照表に計上しておりましたが、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、前連結会計年度から相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ7,790百万円減少します。</p>	<p>(保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、従来、連結貸借対照表に計上しておりましたが、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,827百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたリース資産は、「有形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、61百万円減少しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式264百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は17,778百万円、延滞債権額は64,425百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は237百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,483百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式430百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,347百万円、延滞債権額は64,477百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は163百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,127百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式436百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,066百万円、延滞債権額は58,787百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は317百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,517百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は98,925百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,388百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,536百万円 担保資産に対応する債務 預金 61,929百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券82,330百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は974百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,115百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,266百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,996百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,358百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券80,860百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は964百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,688百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22,388百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,109百万円 担保資産に対応する債務 預金 102,868百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券80,937百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は973百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,915百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが565,018百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、580,635百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが570,891百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、584,397百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが572,435百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 69,605百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,057百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 0百万円)</p> <p>※12 社債は劣後特約付社債であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 46,694百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,053百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 社債は劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は8,639百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,809百万円であります。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 46,071百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,053百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 社債は劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,827百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)			
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益414百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額265百万円、金銭の信託運用損240百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額171百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,021百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額798百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額33百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は、睡眠預金払戻損失引当金繰入額過年度相当分であります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額31百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,021百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額668百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額であります。</p> <p>※4 当連結会計年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額323百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>			
地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)	地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)	地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)
福島 県内	営業店舗等 4ヵ所 遊休資産 8ヵ所	土地 土地	1 28	福島 県内	営業店舗等8ヵ所 遊休資産 9ヵ所	土地 土地	7 24	福島 県内	営業店舗等7ヵ所 遊休資産 12ヵ所	土地 建物 土地	76 101
茨城 県内	営業店舗 1ヵ所	土地	141	計 31				茨城 県内	営業店舗 1ヵ所	土地	141
計 171				減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。				計 323			
<p>減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>※5 「過年度法人税等」は過年度法人税等引当不足額71百万円、更正請求還付額192百万円であります。</p>			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	223,249	—	—	223,249
自己株式				
普通株式	403	31	6	427

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 31千株

連結子会社及び持分法適用関連会社を取得した自己株式(当行株式)の当行帰属分 0千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 6千株

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	668	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	612	2.75	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	223,249	—	—	223,249	
自己株式					
普通株式	466	41	13	493	(注)

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 40千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 13千株

2 新株予約権に関する事項

該当事項なし

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	724	3.25	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	668	利益剰余金	3.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

III 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	223,249	—	—	223,249	
自己株式					
普通株式	403	77	14	466	(注)

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 75千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 10千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	668	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	612	2.75	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	724	利益剰余金	3.25	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 79,395	現金預け金勘定 54,734	現金預け金勘定 187,296
普通預け金 △78	普通預け金 △161	普通預け金 △122
定期預け金 △2,000	定期預け金 △2,000	定期預け金 △2,000
その他の預け金 △1,022	その他の預け金 △163	その他の預け金 △193
現金及び現金同等物 76,293	現金及び現金同等物 52,408	現金及び現金同等物 184,979

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

従来、連結子会社であった東邦リース株式会社は、関連会社等が保有していた同社株式の売却に伴い、議決権所有割合が減少したことから、前連結会計年度末より持分法適用の関連会社に異動しております。これに伴い、リース取引関係の情報につきましては、前連結会計年度から、「貸手情報」に替えて「借手情報」を記載しております。

貸手情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 有形固定資産 29,550百万円 無形固定資産 3,531百万円 合計 33,082百万円 減価償却累計額 有形固定資産 18,882百万円 無形固定資産 2,257百万円 合計 21,139百万円 中間連結会計期間末残高 有形固定資産 10,668百万円 無形固定資産 1,274百万円 合計 11,942百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 4,342百万円 1年超 8,823百万円 合計 13,166百万円 なお、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、連結会社の未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が連結会社の営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。 ・受取リース料 2,476百万円 ・減価償却費 2,090百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。		

借手情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																																																												
	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,511百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>730百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,241百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>804百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>428百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,233百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>707百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,008百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>423百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>640百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,064百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>269百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>238百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>26百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	有形固定資産	1,511百万円	無形固定資産	730百万円	合計	2,241百万円	有形固定資産	804百万円	無形固定資産	428百万円	合計	1,233百万円	有形固定資産	707百万円	無形固定資産	301百万円	合計	1,008百万円	1年内	423百万円	1年超	640百万円	合計	1,064百万円	支払リース料	269百万円	減価償却費相当額	238百万円	支払利息相当額	26百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,776百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>738百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,514百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>963百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>363百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,326百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>813百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>374百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,187百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>451百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>795百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,247百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>611百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>552百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>63百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	有形固定資産	1,776百万円	無形固定資産	738百万円	合計	2,514百万円	有形固定資産	963百万円	無形固定資産	363百万円	合計	1,326百万円	有形固定資産	813百万円	無形固定資産	374百万円	合計	1,187百万円	1年内	451百万円	1年超	795百万円	合計	1,247百万円	支払リース料	611百万円	減価償却費相当額	552百万円	支払利息相当額	63百万円
有形固定資産	1,511百万円																																																													
無形固定資産	730百万円																																																													
合計	2,241百万円																																																													
有形固定資産	804百万円																																																													
無形固定資産	428百万円																																																													
合計	1,233百万円																																																													
有形固定資産	707百万円																																																													
無形固定資産	301百万円																																																													
合計	1,008百万円																																																													
1年内	423百万円																																																													
1年超	640百万円																																																													
合計	1,064百万円																																																													
支払リース料	269百万円																																																													
減価償却費相当額	238百万円																																																													
支払利息相当額	26百万円																																																													
有形固定資産	1,776百万円																																																													
無形固定資産	738百万円																																																													
合計	2,514百万円																																																													
有形固定資産	963百万円																																																													
無形固定資産	363百万円																																																													
合計	1,326百万円																																																													
有形固定資産	813百万円																																																													
無形固定資産	374百万円																																																													
合計	1,187百万円																																																													
1年内	451百万円																																																													
1年超	795百万円																																																													
合計	1,247百万円																																																													
支払リース料	611百万円																																																													
減価償却費相当額	552百万円																																																													
支払利息相当額	63百万円																																																													

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	41,280	40,999	△281

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	38,379	62,897	24,517
債券	540,739	534,266	△6,473
国債	327,116	321,137	△5,979
地方債	69,335	69,227	△108
社債	144,286	143,901	△385
その他	81,452	80,072	△1,380
合計	660,571	677,236	16,664

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行ったものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び、30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
関連会社株式	264
その他有価証券	
非上場株式	1,289
事業債	7,790

[前へ](#)

[次へ](#)

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	41,062	40,962	△ 100

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	40,477	59,083	18,606
債券	567,816	562,558	△5,257
国債	312,126	307,285	△4,840
地方債	63,671	63,374	△297
社債	192,018	191,898	△119
その他	79,083	78,264	△818
合計	687,376	699,906	12,529

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行ったものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び、30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
関連会社株式	430
その他有価証券	
非上場株式	1,420
事業債	8,639

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,328	8

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	41,171	40,946	△225	102	327

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	39,400	65,868	26,468	27,572	1,104
債券	521,906	515,180	△6,725	1,066	7,792
国債	299,647	293,192	△6,455	117	6,572
地方債	67,746	67,552	△194	424	619
社債	154,513	154,436	△76	524	601
その他	69,804	68,890	△913	433	1,347
合計	631,111	649,940	18,828	29,073	10,244

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行ったものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について(中間)連結会計(期間)年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び、30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当事項なし

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	199,351	1,442	2,547

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
関連会社株式	436
その他有価証券	
非上場株式	1,352
事業債	7,827

7 保有目的を変更した有価証券

該当事項なし

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	82,095	294,545	104,329	83,209
国債	29,531	168,395	53,226	83,209
地方債	7,848	40,434	19,268	—
社債	44,715	85,715	31,833	—
その他	2,081	19,104	42,604	—
合計	84,176	313,650	146,933	83,209

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当事項なし

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	4,811	4,811	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	5,318	5,318	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	7,077	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当事項なし

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	6,123	6,123	—	—	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

[前へ](#) [次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	16,664
その他有価証券	16,664
(△)繰延税金負債	6,669
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,995
(△)少数株主持分相当額	△0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	9,995

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,529
その他有価証券	12,529
(△)繰延税金負債	4,691
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,838
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	7,839

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	18,828
その他有価証券	18,828
(△)繰延税金負債	7,164
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,663
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	11,664

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	4,557	△45	△45
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△45	△45

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	22,582	△316	△316
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△316	△316

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,450	△4	△4
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△4	△4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	17,525	22	22
	為替予約	15,926	△99	△99
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△77	△77

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約および債券店頭オプションであります。

(2) 取引に対する取組方針・利用目的

当行では、基本的に相場変動リスクにさらされている資産・負債に係るリスクを回避することを目的とし、市場流動性の高い商品に限定してデリバティブ取引を利用する取扱いとしております。

なお、債券店頭オプション取引については保有債券を売却する際に、売却するまでの期間、運用収益を獲得する事を目的として利用しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク(市場リスク)と取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク(信用リスク)等を内包しております。

なお、当行では取引の対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引(レバレッジのきいたデリバティブ取引)は利用しておりません。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行ではデリバティブ取引に関しての取組方針を制定しております。市場金融部の市場部門では運用基準、業務計画等を定め、デリバティブ取引を取扱っております。

また、市場部門においては約定を担当する部署(フロントオフィス)と事務を担当する部署(バックオフィス)を分離している他、リスク管理を行う部署(ミドルオフィス)を設け内部牽制機能の充実を図っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	246	203	1	1
	受取変動・支払固定	3,246	703	△17	△17
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△16	△16

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計を適用している金利スワップ取引については、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	15,810	—	72	72
	買建	85	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	72	72

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	29,200	2,942	32,142	—	32,142
(2) セグメント間の内部 経常収益	46	915	962	(962)	—
計	29,246	3,858	33,105	(962)	32,142
経常費用	24,042	3,719	27,762	(989)	26,772
経常利益	5,204	138	5,343	26	5,370

(注) 1 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他の業務」はリース業務等であります。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

前連結会計年度末において、従来、連結子会社であった東邦リース株式会社(リース業務)が連結の範囲から除外された結果、「その他の業務」の全セグメントに占める割合が僅少となったことから、当中間連結会計期間より事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	59,227	6,002	24	65,254	—	65,254
(2) セグメント間の内部 経常収益	74	871	734	1,680	(1,680)	—
計	59,302	6,874	759	66,935	(1,680)	65,254
経常費用	47,949	6,680	749	55,379	(1,716)	53,663
経常利益	11,352	193	9	11,555	35	11,591

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。「その他の業務」はソフトウェア開発業務であります。

3 従来、「その他の業務」に含めて記載しておりました「リース業務」につきましては、当連結会計年度において当該セグメントの経常収益が全セグメントの経常収益の10%を超えたことから、当連結会計年度より区分して記載しております。なお、従来の方法によった場合と比較して、「その他の業務」の経常収益は6,852百万円減少、経常利益は193百万円減少し、「リース業務」はそれぞれ上記記載のとおり増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)、前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

セグメントは日本のみであるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)、前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	559.81	572.46	578.89
1株当たり 中間(当期)純利益	円	13.51	13.98	27.67

(注)1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	126,452	127,706	129,153
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	1,714	186	185
うち少数株主持分	百万円	1,714	186	185
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	124,738	127,519	128,967
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数	千株	222,822	222,756	222,783

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	3,012	3,115	6,166
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	3,012	3,115	6,166
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	222,834	222,769	222,817

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当行は、平成19年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を実施いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <ul style="list-style-type: none">①取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の増加を図る観点から、自己株式を取得するもの。②取得の方法 市場買付③取得する株式の種類 当行普通株式④取得する株式の総数 2,000千株 (上限)⑤株式の取得価額の総額 1,000百万円 (上限)⑥株式の取得期間 平成19年11月19日から平成20年3月13日まで <p>(2) 自己株式の取得 平成19年11月19日から平成19年12月10日までに東京証券取引所において、当行普通株式674千株 (取得価格301百万円) を取得いたしました。</p>	

(2) 【その他】

該当事項なし

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		79,389	2.82	54,734	1.92	187,295	6.59
コールローン		101,709	3.61	106,154	3.73	51,180	1.80
買入金銭債権		3	0.00	44	0.00	2	0.00
商品有価証券		1,485	0.05	1,978	0.07	1,328	0.05
金銭の信託		11,802	0.42	12,323	0.43	13,200	0.46
有価証券	※1,7 ,13	727,535	25.85	751,080	26.40	700,342	24.64
貸出金	※2,3, 4,5,6, 8	1,860,467	66.11	1,883,124	66.19	1,854,162	65.25
外国為替		583	0.02	512	0.02	582	0.02
その他資産	※7	8,969	0.32	9,561	0.34	9,117	0.32
有形固定資産	※ 9,10 ,12	39,611	1.41	38,674	1.36	39,110	1.38
無形固定資産		2,369	0.08	1,913	0.07	2,153	0.07
繰延税金資産		17,141	0.61	14,673	0.51	13,566	0.48
支払承諾見返		16,175	0.58	7,444	0.26	8,770	0.31
貸倒引当金		△52,934	△1.88	△37,069	△1.30	△39,010	△1.37
資産の部合計		2,814,309	100.00	2,845,150	100.00	2,841,804	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	2,523,695	89.67	2,558,266	89.92	2,566,668	90.32
譲渡性預金		108,645	3.86	112,557	3.96	99,835	3.51
コールマネー		4,923	0.18	1,154	0.04	1,180	0.04
外国為替		82	0.00	104	0.00	216	0.01
社債	※11	15,000	0.53	15,000	0.53	15,000	0.53
その他負債		7,509	0.27	10,069	0.35	7,716	0.27
役員賞与引当金		17	0.00	22	0.00	45	0.00
退職給付引当金		9,402	0.33	8,344	0.29	8,880	0.31
役員退職慰労引当金		—	—	504	0.02	508	0.02
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	156	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※12	4,719	0.17	4,675	0.17	4,688	0.17
支払承諾		16,175	0.58	7,444	0.26	8,770	0.31
負債の部合計		2,690,171	95.59	2,718,298	95.55	2,713,510	95.49
(純資産の部)							
資本金		18,684	0.66	18,684	0.65	18,684	0.66
資本剰余金		8,819	0.31	8,820	0.31	8,819	0.31
資本準備金		8,818		8,818		8,818	
その他資本剰余金		1		1		1	
利益剰余金		86,041	3.06	90,968	3.20	88,554	3.12
利益準備金	※14	7,715		7,982		7,837	
その他利益剰余金		78,326		82,985		80,717	
任意積立金		73,515		78,100		73,515	
繰越利益剰余金		4,811		4,885		7,202	
自己株式		△159	△0.00	△194	△0.01	△180	△0.01
株主資本合計		113,387	4.03	118,278	4.15	115,879	4.08
その他有価証券評価差額金		9,995	0.35	7,838	0.28	11,663	0.41
繰延ヘッジ損益		△39	△0.00	—	—	—	—
土地再評価差額金	※12	795	0.03	734	0.02	750	0.02
評価・換算差額等合計		10,751	0.38	8,573	0.30	12,414	0.43
純資産の部合計		124,138	4.41	126,852	4.45	128,293	4.51
負債及び純資産の部合計		2,814,309	100.00	2,845,150	100.00	2,841,804	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		29,222	100.00	31,887	100.00	59,254	100.00
資金運用収益		22,603		24,577		45,768	
(うち貸出金利息)		(17,791)		(19,664)		(36,588)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,697)		(4,422)		(8,809)	
信託報酬		—		—		0	
役務取引等収益		5,341		5,438		11,062	
その他業務収益		427		284		607	
その他経常収益		850		1,586		1,816	
経常費用		24,002	82.14	26,404	82.80	47,894	80.83
資金調達費用		1,233		3,283		3,316	
(うち預金利息)		(675)		(2,951)		(2,390)	
役務取引等費用		1,981		2,051		4,003	
その他業務費用		2,046		1,562		3,200	
営業経費	※1	18,089		18,382		36,244	
その他経常費用	※2	651		1,124		1,129	
経常利益		5,220	17.86	5,483	17.20	11,360	19.17
特別利益		3	0.01	4	0.01	3	0.01
特別損失	※3	264	0.90	220	0.69	983	1.66
税引前中間(当期)純利益		4,959	16.97	5,267	16.52	10,381	17.52
法人税、住民税及び事業税		614	2.10	793	2.49	53	0.09
過年度法人税等	※4	—	—	—	—	△120	△0.20
法人税等調整額		1,326	4.54	1,353	4.24	4,348	7.34
中間(当期)純利益		3,018	10.33	3,121	9.79	6,100	10.29

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					任意積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	18,684	8,818	0	7,515	71,315	4,837	△145	111,025
中間会計期間中の変動額								
利益準備金の積立(注)				200		△200		—
任意積立金の積立(注)					2,200	△2,200		—
剰余金の配当(注)						△668		△668
役員賞与(注)						△35		△35
中間純利益						3,018		3,018
自己株式の取得							△17	△17
自己株式の処分			0				3	3
土地再評価差額金の取崩						59		59
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	200	2,200	△25	△13	2,361
平成18年9月30日残高(百万円)	18,684	8,818	1	7,715	73,515	4,811	△159	113,387

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	9,231	—	854	10,086	121,112
中間会計期間中の変動額					
利益準備金の積立(注)				—	—
任意積立金の積立(注)				—	—
剰余金の配当(注)				—	△668
役員賞与(注)				—	△35
中間純利益				—	3,018
自己株式の取得				—	△17
自己株式の処分				—	3
土地再評価差額金の取崩				—	59
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	763	△39	△59	664	664
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	763	△39	△59	664	3,025
平成18年9月30日残高(百万円)	9,995	△39	795	10,751	124,138

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					任意積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	18,684	8,818	1	7,837	73,515	7,202	△180	115,879
中間会計期間中の変動額								
利益準備金の積立				144		△144		—
任意積立金の取崩(注1)					△815	815		—
剰余金の処分(注2)					5,400	△6,124		△724
中間純利益						3,121		3,121
自己株式の取得							△20	△20
自己株式の処分			0				6	6
土地再評価差額金の取崩						16		16
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	144	4,585	△2,316	△13	2,399
平成19年9月30日残高(百万円)	18,684	8,818	1	7,982	78,100	4,885	△194	118,278

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	11,663	750	12,414	128,293
中間会計期間中の変動額				
利益準備金の積立			—	—
任意積立金の取崩(注1)			—	—
剰余金の処分(注2)			—	△724
中間純利益			—	3,121
自己株式の取得			—	△20
自己株式の処分			—	6
土地再評価差額金の取崩			—	16
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△3,824	△16	△3,841	△3,841
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△3,824	△16	△3,841	△1,441
平成19年9月30日残高(百万円)	7,838	734	8,573	126,852

(注) 1. 平成19年6月の定時株主総会における決議による任意積立金の取崩項目は次のとおりであります。

任意積立金取崩額

(1) 役員退職慰労金積立金の取崩	740百万円
(2) 行員退職手当基金の取崩	75百万円
合 計	815百万円

2. 平成19年6月の定時株主総会における決議による剰余金の処分項目は次のとおりであります。

剰余金処分額

(1) 配当金	724百万円
(2) 任意積立金	
別途積立金	5,400百万円

合 計

6,124百万円

3. 前事業年度末及び当中間期末の任意積立金の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末	当中間期末
役員退職慰労金積立金	740百万円	— 百万円
行員退職手当基金	75百万円	— 百万円
別途積立金	72,700百万円	78,100百万円
合 計	73,515百万円	78,100百万円

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					役員退職慰労金積立金	行員退職手当基金	別途積立金			繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高(百万円)	18,684	8,818	0	7,515	740	75	70,500	4,837	△145	111,025
事業年度中の変動額										
利益準備金の積立(注)				200				△200		—
利益準備金の積立				122				△122		—
別途積立金の積立(注)							2,200	△2,200		—
剰余金の配当(注)								△668		△668
剰余金の配当								△612		△612
役員賞与(注)								△35		△35
当期純利益								6,100		6,100
自己株式の取得									△39	△39
自己株式の処分			0						4	5
土地再評価差額金の取崩								103		103
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	0	322	—	—	2,200	2,365	△34	4,853
平成19年3月31日残高(百万円)	18,684	8,818	1	7,837	740	75	72,700	7,202	△180	115,879

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	9,231	854	10,086	121,112
事業年度中の変動額				
利益準備金の積立(注)			—	—
利益準備金の積立			—	—
別途積立金の積立(注)			—	—
剰余金の配当(注)			—	△668
剰余金の配当			—	△612
役員賞与(注)			—	△35
当期純利益			—	6,100
自己株式の取得			—	△39
自己株式の処分			—	5
土地再評価差額金の取崩			—	103
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,432	△103	2,328	2,328
事業年度中の変動額合計(百万円)	2,432	△103	2,328	7,181
平成19年3月31日残高(百万円)	11,663	750	12,414	128,293

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～40年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～40年 動産：2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間会計期間末必要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末必要支給額を計上しております。</p> <p>—————</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、平成15年度から、ヘッジ手段の平均残存期間(3.7年)にわたって資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は65百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、平成15年度から、ヘッジ手段の平均残存期間(3.7年)にわたって資金調達費用として期間配分してありますが、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は124,177百万円であります。なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は128,293百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、前期末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円増加し、繰延税金負債は2百万円増加しており、税引前中間純利益は6百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円増加し、繰延税金負債は2百万円増加しており、税引前当期純利益は6百万円減少しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(役員賞与引当金の計上基準)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は17百万円増加し、税引前中間純利益は17百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与引当金の計上基準)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は45百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(減価償却費の計上方法)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、5百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(睡眠預金払戻損失引当金の計上基準)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者からの払戻請求に対しましては、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>なお、当中間会計期間の発生額33百万円はその他経常費用に計上し、当事業年度の期首に計上すべき過年度相当額156百万円については特別損失に計上しております。この変更により、従来の方法に比べ税引前中間純利益は156百万円減少しております。なお、経常利益に与える影響はありません。</p>	

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>従来、役員退職慰労金については、支出時の費用として処理し、前中間会計期間においても支出時の費用として処理しておりましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行に定着しつつあることに加え、役員退職慰労金に関する内規等の整備を行ったこと、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与が費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が公表されたことを契機として、役員の前中間会計期間にわたって費用配分することにより財務内容の健全化及び期間損益の適正化を図るため、前事業年度から内規に基づく期末要支給額を引当計上する方法に変更することとなりました。</p> <p>この結果、前中間会計期間は前事業年度の方法によった場合に比べ、経常利益は53百万円、税引前中間純利益は454百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>従来、役員退職慰労金については、支出時の費用として処理しておりましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行に定着しつつあることに加え、役員退職慰労金に関する内規等の整備を行ったこと、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与が費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が公表されたことを契機として、役員の前事業年度にわたって費用配分することにより財務内容の健全化及び期間損益の適正化を図るため、当事業年度から内規に基づく事業年度末要支給額を引当計上する方法に変更いたしました。</p> <p>これにより、当事業年度発生額107百万円を営業経費に計上し、過年度相当額400百万円を特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比べ経常利益が107百万円、税引前当期純利益が508百万円それぞれ少なく計上されております。</p> <p>また、同報告の公表を契機として当下期に内規等の整備が行われたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。このため、当中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は53百万円、税引前中間純利益は454百万円それぞれ多く計上されております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、従来、中間貸借対照表に計上していましたが、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、前事業年度から相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,790百万円減少します。</p>	<p>(保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、従来、貸借対照表に計上していましたが、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,827百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「任意積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、61百万円減少しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 50万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は17,778百万円、延滞債権額は64,425百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は237百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,483百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 50万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,347百万円、延滞債権額は64,477百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は163百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,127百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 50万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,066百万円、延滞債権額は58,787百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は317百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,517百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は98,925百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,388百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,536百万円 担保資産に対応する債務 預金 61,929百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券82,330百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は970百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、580,085百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが567,188百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,115百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,266百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,996百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,358百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券80,860百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は964百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、580,735百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが570,991百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,688百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,388百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,109百万円 担保資産に対応する債務 預金 102,868百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券80,937百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は973百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、584,497百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが572,535百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 45,726百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 46,654百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 46,033百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,053百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,053百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,053百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※11 社債は劣後特約付社債であります。</p>	<p>※11 社債は劣後特約付社債であります。</p>	<p>※11 社債は劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は、8,639百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,809百万円であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は、7,827百万円であります。</p> <p>※14 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、322百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 821百万円 無形固定資産 356百万円</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額245百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額171百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 852百万円 無形固定資産 379百万円</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額798百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額33百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額31百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,693百万円 無形固定資産 728百万円</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額565百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当事業年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額323百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>			
地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)	地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)	地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)
福島県内	営業店舗等4カ所	土地	1	福島県内	営業店舗等8カ所	土地	7	福島県内	営業店舗等7カ所	土地 建物	76
	遊休資産 8カ所	土地	28	福島県内	遊休資産 9カ所	土地	24	福島県内	遊休資産 12カ所	土地	101
茨城県内	営業店舗 1カ所	土地	141	計			31	茨城県内	営業店舗 1カ所	土地	141
計			171	減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。				新潟県内	営業店舗 1カ所	建物	4
<p>減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			
計			171	計			31	計			323

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		※4 「過年度法人税等」は、過年度法人税等引当不足額71百万円、更正請求還付額192百万円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	323	31	6	347

(自己株式の変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 31千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 6千株

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	388	40	13	415	(注)

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 40千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 13千株

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	323	75	10	388	(注)

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 75千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 10千株

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,086百万円 無形固定資産 735百万円 合計 2,821百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,156百万円 無形固定資産 414百万円 合計 1,571百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 929百万円 無形固定資産 320百万円 合計 1,250百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額及びリース資産減損勘定の中間会計期間末残高未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 497百万円 1年超 811百万円 合計 1,308百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 320百万円 減価償却費相当額 285百万円 支払利息相当額 32百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,390百万円 無形固定資産 556百万円 合計 1,946百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 783百万円 無形固定資産 395百万円 合計 1,179百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 606百万円 無形固定資産 160百万円 合計 767百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額及びリース資産減損勘定の中間会計期間末残高未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 367百万円 1年超 441百万円 合計 809百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 236百万円 減価償却費相当額 210百万円 支払利息相当額 20百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,659百万円 無形固定資産 564百万円 合計 2,223百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 953百万円 無形固定資産 347百万円 合計 1,301百万円 期末残高相当額 有形固定資産 705百万円 無形固定資産 216百万円 合計 921百万円 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の期末残高未経過リース料期末残高相当額 1年内 397百万円 1年超 571百万円 合計 968百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 596百万円 減価償却費相当額 531百万円 支払利息相当額 58百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)、前事業年度末(平成19年3月31日現在)のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>平成19年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を実施いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>①取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の増加を図る観点から、自己株式を取得するもの。</p> <p>②取得の方法 市場買付</p> <p>③取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>④取得する株式の総数 2,000千株(上限)</p> <p>⑤株式の取得価額の総額 1,000百万円(上限)</p> <p>⑥株式の取得期間 平成19年11月19日から平成20年3月13日まで</p> <p>(2) 自己株式の取得 平成19年11月19日から平成19年12月10日までに東京証券取引所において、当行普通株式674千株(取得価格301百万円)を取得いたしました。</p>	

[前へ](#)

(2) 【その他】

第105期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）中間配当については、平成19年11月16日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	668百万円
1株当たり中間配当金	3円
効力発生日及び支払開始日	平成19年12月10日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第104期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年6月27日関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書(社債)

平成18年11月16日に提出した発行登録書(社債)に係る訂正発行登録書を平成19年6月27日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年6月27日に提出した事業年度 第104期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書を平成19年8月29日関東財務局長に提出

(4) 訂正発行登録書(社債)

平成18年11月16日に提出した発行登録書(社債)に係る訂正発行登録書を平成19年8月29日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成19年11月19日 至 平成19年11月30日) 平成19年12月10日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 藤 厚 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 寺 壽 男 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東邦銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木茂夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	尾形克彦	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野寺壽男	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東邦銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	牧	野	藤	厚	印	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	寺	壽	男	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東邦銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東邦銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木茂夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	尾形克彦	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野寺壽男	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東邦銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東邦銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。